

現場代理人等通知書

令和 年 月 日

（発注者）あて

受注者 住 所

氏 名

下記工事の現場代理人等を定めましたので、埼玉県建設工事請負契約約款第 10 条第 1 項の規定により経歴書を添えて通知します。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		
請負代金額		
技 術 者	現場代理人	フリガナ -----
	☐ 監理技術者 ^{注1} ☐ 主任技術者 ^{注1} 【専任・非専任】 ^{注2}	フリガナ -----
	注 3	フリガナ ----- 備考欄
	注 3	フリガナ ----- 備考欄

記入欄が不足する場合は追加すること

注 1） 監理技術者または主任技術者いずれかを選択する（建設業法第 26 条及び第 26 条 1 項）
建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず主任技術者の選任が必要
下請代金の総額が 4,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上の場合、主任技術者に代え監理技術者の選任が必要

注 2） 専任または非専任いずれかを選択する。
請負代金額が 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上となる場合、配置技術者は工事ごとの「専任」が必要。ただし、監理技術者にあつては特例監理技術者（建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）となる場合を除く。

注 3） 「監理技術者補佐を配置」、「専門技術者を配置」または「技術者を複数配置」する場合は本欄に記入すること
専門技術者を要する工事の場合は、技術者を置いて施工する建設業法上の区分を備考欄に記入すること
技術者を複数配置する場合は備考欄に個々の技術者の役割分担を記載し発注者に説明すること